１．防火管理が必要な新築工事中の建築物

以下に該当する新築工事中の建築物の管理権原者(※)は、防火管理者を選任して届け出てください。

また、選任された防火管理者は、新築工事中の消防計画を作成して届け出てください。

新築工事中の建築物で、収容人員が 50 人以上のもののうち、次に掲げる建築物 (１)地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が１万平方メートル以上 (２)延べ面積が５万平方メートル以上 (３)地階の床面積の合計が５千平方メートル以上

※管理権原者の取扱いや防火管理者が必要な期間についての考え方は、神戸市消防用設備等技術基準第２章第２節「第８　工事中の防火対象物の安全対策」をご覧ください

２．届出様式

防火管理者の選任及び消防計画を届け出る際は、①･②とともに③新築工事中の消防計画を提出してください。

① 防火・防災管理者選任（解任）届出書

② 消防計画作成（変更）届出書

③ 工事中の消防計画（新築用）

※①～③の様式は神戸市 HP『防火・防災管理関係』をご利用ください